

広告

中日教えてナビでは  
様々なジャンルの専門家が  
皆さんの相談にお答えします。



# その道の専門家にきく 中日 教えてナビ

中日教えてナビ

検索



お問い合わせ・運営  
株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局  
TEL.052-239-1226  
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F

東海エリアの専門家を紹介するWebサービスです。あなたの悩みや疑問を相談したり、専門家を探すことができます。

近藤 憲史

愛知県豊田市

こんどう 矯正歯科



矯正歯科の専門家

神谷 佳希

愛知県額田郡

神谷総合事務所



不動産登記、売買・贈与の専門家

河合 講吉

愛知県名古屋市

東海酪農業協同組合連合会



酪農の専門家

## 紙面出張 Q&A

### 相続・贈与の専門家



優しい女性税理士

中野美代子税理士事務所

中野 美代子

愛知県豊川市

Q

相続がおきたら、やるべき手続きとは？

家族が亡くなり、預金が引き出せなくなってしまう。どうしたらいいでしょうか。

A

亡くなった人の預貯金はすぐに凍結されてしまいます。

例えば、お父さんがお亡くなりになった場合、お父さん名義の預貯金はすぐに凍結され、引き出しができなくなります。お父さん名義の通帳は、それぞれの銀行で、その財産を相続する人の名前に名義を変更する手続きを行うこととなります。こうした手続きには、亡くなられたお父さん(被相続人)の出生

から死亡までの戸籍謄本や相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書(遺言書がある場合は遺言書)などの書類が必要ですので、銀行に何が必要かを問い合わせるようにしましょう。

平成29年5月からは、戸籍謄本一式の代わりに、「法定相続情報一覧図の写し」1枚で名義変更等ができます。登記所へ申出して「法定相続情報一覧図の写し」をもらいます。この手続きは、相続人の他、税理士や司法書士等に依頼することもできます。預貯金の名義変更の手続きには時間がかかります。すぐに必要になる葬式費用については、一定の書類を提出することで引き出しできる場合もありますので、金融機関に問い合わせしてみてくださいね。